



和歌山市公報

令和 7 年（2025 年）7 月 15 日
第 1803 号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 15 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
58	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	3
59	和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（障害者支援課）	4
60	和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（地域包括支援課）	5

【 告 示 】

234	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・（道路管理課）	6
235	公示送達（令和 7 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和 6 年度介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・（介護保険課）	7
236	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・（道路管理課）	8
237	あらたに生じた土地の確認・・・・・・・・（総務課）	9
238	字の区域の変更・・・・・・・・（総務課）	10
239	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・（まちなみ景観課）	11
240	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・（まちなみ景観課）	12
241	放置自転車等の処分・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
243	公示送達（令和 7 年度固定資産税及び都市計画税納税通知書）・・・・・・・・（資産税課）	14
244	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・（納税課）	15
245	公示送達（令和 7 年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	16
246	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	17
247	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	18
248	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	19
249	介護保険法の規定による第 1 号事業に係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	20

【 公 告 】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	21
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	22
○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数・・・・・・・・（まちなみ景観課）	23

【 選挙管理委員会告示 】

40	委員の解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	24
41	参議院議員通常選挙における期日前投票所等・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	25
42	参議院議員通常選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	26
43	参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	27

44	参議院議員通常選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ・・・	(選挙管理委員会事務局)	28
45	参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時・・・	(選挙管理委員会事務局)	29
46	参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・	(選挙管理委員会事務局)	30
47	選挙管理委員会の招集・・・	(選挙管理委員会事務局)	31

【 教育委員会告示 】

9	教育委員会の招集・・・	(教育政策課)	32
---	-------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集・・・	(農業委員会事務局)	33
---	---------------	------------	----

【 企業局告示 】

25	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・	(企業総務課)	34
26	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・	(企業総務課)	35

【 その他（自治功労賞の贈呈） 】

○	自治功労章の贈呈・・・	(秘書課)	36
---	-------------	-------	----

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 58 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

（和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第 2 条 和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 18 年規則第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正）

第 3 条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和 7 年規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第 4 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号の規定及び第 10 条の規定による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則第 8 条第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 7 月 2 日揭示済）

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 59 号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則（平成 18 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号（裏面）及び別記様式第 9 号（裏面）中「80 万円」を「80 万 9,000 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第 1 号又は別記様式第 9 号により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の別記様式第 1 号又は別記様式第 9 号によるものとみなす。

（令和 7 年 7 月 14 日揭示済）

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 15 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 60 号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 項中「800,000 円」を「809,000 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 6 条第 8 項の規定は、この規則の施行の日以後に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号の居宅要支援被保険者等が受けた同号の規定による第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の利用に係る和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則第 5 条の規定による高額第 1 号事業支給費について適用し、この規則の施行の日前に介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号の居宅要支援被保険者等が受けた同号の規定による第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の利用に係る和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則第 5 条の規定による高額第 1 号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

（令和 7 年 7 月 15 日揭示済）

和歌山市告示第 2 3 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 7 年 7 月 3 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
2 5 - 2 6	神前和田線	和歌山市和田 1 1 9 9 番 3 地先 ～	旧	8 . 1 0	2 . 3
		和歌山市和田 1 2 0 0 番 4 地先	新	8 . 1 0	4 . 0

(令和 7 年 7 月 3 日揭示済)

和歌山市告示第 235 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 7 年度第 1 期の納期は、令和 7 年 7 月 14 日に変更する。
令和 6 年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和 7 年 7 月 4 日揭示済）

和歌山市告示第 236 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 7 年 7 月 4 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
24-42	田井の瀬岩橋線	和歌山市栗栖 46 番 1 地先 ～ 和歌山市岩橋 1088 番 4 地先	旧	207.05	2.6 ～ 4.1
			新	207.05	6.0 ～ 8.1
24-55	西和佐 55 号線	和歌山市岩橋 1088 番 5 地先 ～ 和歌山市岩橋 1088 番 2 地先	旧	52.89	2.0 ～ 2.5
			新	52.89	6.0
24-94	西和佐 94 号線	和歌山市栗栖 46 番 1 地先 ～ 和歌山市栗栖 46 番 2 地先	旧	6.00	5.9
			新	6.00	7.2
36-23	藤田里線	和歌山市里 265 番 8 地先 ～ 和歌山市里 270 番 2 地先	旧	36.23	4.5 ～ 5.5
			新	36.23	6.0

(令和 7 年 7 月 4 日揭示済)

和歌山市告示第 237 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた土地の確認をした。

令和 7 年 7 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市西浜字中川向ノ坪 1660 番 1 の地先公有水面埋立地

257.21 平方メートル

（令和 7 年 7 月 8 日揭示済）

和歌山市告示第 238 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

令和 7 年 7 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

次の区域を和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する。

和歌山市西浜字中川向ノ坪 1660 番 1 の地先公有水面埋立地

257.21 平方メートル

（令和 7 年 7 月 8 日揭示済）

和歌山市告示第 239 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 6 月 21 日及び同月 27 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 6 月 24 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 7 月 9 日揭示済)

和歌山市告示第 240 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び黒田公園	令和 7 年 6 月 16 日、同月 17 日、同月 18 日、同月 20 日及び同月 26 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 7 月 9 日揭示済)

和歌山市告示第 241 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 7 月 10 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和 7 年 3 月 22 日	令和 7 年 4 月 9 日
J R 和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和 7 年 3 月 17 日	令和 7 年 4 月 9 日
南海和歌山市駅前周辺自 転車等放置禁止区域	令和 7 年 3 月 18 日及び 28 日	令和 7 年 4 月 9 日
和歌山市内一円市道上	令和 7 年 3 月 18 日、19 日、28 日 及び 31 日	令和 7 年 4 月 9 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

（令和 7 年 7 月 9 日揭示済）

和歌山市告示第 243 号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 11 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和 7 年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納 期 限 令和 7 年度第 1 期分の納期限は、令和 7 年 7 月 31 日とする。
(別紙省略)

(令和 7 年 7 月 11 日揭示済)

和歌山市告示第 244 号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 11 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 7 月 11 日揭示済）

和歌山市告示第 245 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 14 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 7 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 7 年 7 月 14 日揭示済)

和歌山市告示第 246 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項、第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条、第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 05816	株式会社 KNC 企画	ひまわり福祉サービス 和歌山市新中島 63-5	通所介護	令和 7 年 6 月 30 日
30701 06046	株式会社 つぼみ	つぼみ介護サービス 和歌山市坂田 744 番 地 32	訪問介護	令和 7 年 6 月 30 日
30901 00714	社会福祉法人安原福祉 会	あいの里第 2 小規模多 機能型居宅介護事業所 和歌山市松原 306 番 地の 1	小規模多機能型 居宅介護 介護予防小規模 多機能型居宅介 護	令和 7 年 6 月 30 日
30901 01308	株式会社作業ライフ	ナイトデイサービスひ かり 和歌山市和歌浦南 2 丁 目 3-11	地域密着型通所 介護	令和 7 年 6 月 30 日

（令和 7 年 7 月 15 日 掲示済）

和歌山市告示第 247 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 05816	株式会社KNC企画	ひまわり福祉サービス 和歌山市新中島 63-5	予防給付型通所 サービス	令和 7 年 6 月 30 日
30701 06046	株式会社つぼみ	つぼみ介護サービス 和歌山市坂田 744 番地 3 2	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和 7 年 6 月 30 日
30901 01308	株式会社作業ライフ	ナイトデイサービスひかり 和歌山市和歌浦南 2 丁目 3 - 11	予防給付型通所 サービス	令和 7 年 6 月 30 日

（令和 7 年 7 月 15 日揭示済）

和歌山市告示第 248 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文による指定をしたので、同法第 78 条の 11 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01928	社会福祉法人紀三福祉会	リハビリ特化型デイサービス R e d i s h 和歌山市布引 240-2	地域密着型通所 介護	令和 7 年 7 月 1 日

(令和 7 年 7 月 15 日揭示済)

和歌山市告示第 249 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15021	合同会社陽葵	ヘルパーステーション陽葵 和歌山市和歌浦東 2 丁目 9-61 ネクサス和歌浦 I 302	生活支援型訪問サービス	令和 7 年 7 月 1 日
30901 01928	社会福祉法人紀三福社会	リハビリ特化型デイサービス Redish 和歌山市布引 240-2	予防給付型通所サービス	令和 7 年 7 月 1 日

(令和 7 年 7 月 15 日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市山口西字渡井掛 27 番 1、29 番 1、 30 番 1、31 番、32 番 1、33 番 1、楠本 字井戸 366 番 2、367 番 1、368 番 1、 水路、里道	和歌山市十一番丁 10 番地 J a mビル 株式会社アクティブマドリード 代表取締役 依岡善明

（令和 7 年 7 月 3 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字南沖田 133 番 1、134 番 1、135 番 2、寺内字南沖田 700 番 2、701 番 1	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

（令和 7 年 7 月 7 日揭示済）

公 告

令和 7 年 8 月 9 日に実施する和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 3 項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第 22 条第 4 項に規定する選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第 22 条第 1 項及び第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7 人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1 人

（令和 7 年 7 月 14 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5,996 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

99,930 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

49,965 人

（令和 7 年 7 月 2 日 揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 41 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を、次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所及び 不在者投票を行う場所	住 所	投票所を設ける期間
和歌山商工会議所 1 階 和歌山市選挙管理委員会事務局	和歌山市西汀丁 3 6 番地	令和 7 年 7 月 4 日（金）～ 令和 7 年 7 月 19 日（土）
和歌山市 河北コミュニティセンター 1 階	和歌山市市小路 1 9 2 番地 3	
和歌山市 東部コミュニティセンター 1 階	和歌山市寺内 6 6 5 番地	
和歌山市 南コミュニティセンター 3 階	和歌山市紀三井寺 8 5 6 番地	
和歌山市 さんさんセンター紀の川 1 階	和歌山市直川 3 2 6 番地 7	
和歌山市 河南コミュニティセンター 1 階	和歌山市布施屋 4 1 番地	
オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横	和歌山市小雑賀 8 0 5 番地 1	
イオンモール和歌山 3 階 イオンスタイル前	和歌山市ふじと台 2 3 番地	

（令和 7 年 7 月 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 42 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票所及び不在者投票を行う場所である和歌山市河北コミュニティセンター 1 階、和歌山市東部コミュニティセンター 1 階、和歌山市南コミュニティセンター 3 階、和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階、和歌山市河南コミュニティセンター 1 階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

開始時刻

（1）和歌山市河北コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（2）和歌山市東部コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（3）和歌山市南コミュニティセンター 3 階	午前 9 時
（4）和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階	午前 9 時
（5）和歌山市河南コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（6）オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横	午前 9 時
（7）イオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前	午前 10 時

（令和 7 年 7 月 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 43 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所	和歌山市西汀丁 36 番地
	和歌山商工会議所 1 階 市選挙管理委員会事務局
	和歌山市市小路 192 番地 3
	和歌山市河北コミュニティセンター 1 階
	和歌山市寺内 665 番地
	和歌山市東部コミュニティセンター 1 階
	和歌山市紀三井寺 856 番地
	和歌山市南コミュニティセンター 3 階
	和歌山市直川 326 番地 7
	和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階
	和歌山市布施屋 41 番地
	和歌山市河南コミュニティセンター 1 階
	和歌山市小雑賀 805 番地 1
	オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横
	和歌山市ふじと台 23 番地
	イオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前

（令和 7 年 7 月 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 44 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁 36 番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時 30 分

（令和 7 年 7 月 3 日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 45 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場所 和歌山市土入 318 番地 1 和歌山市立市民体育館
- 2 日時 令和 7 年 7 月 20 日（日） 午後 9 時 30 分

（令和 7 年 7 月 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 46 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が 3 人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁 36 番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和 7 年 7 月 17 日（木） 午後 5 時 30 分

（令和 7 年 7 月 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 47 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 11 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 7 月 20 日（日）午前 7 時 00 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 36 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （2） 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任の一部改正について

（令和 7 年 7 月 11 日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第 9 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 7 年 7 月 9 日（水） 午後 1 時 30 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市役所 11 階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）6 月定例会市議会について
 - （2）和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱及び任命について
 - （3）令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
 - （4）和歌山市社会教育委員の委嘱について
 - （5）和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - （6）学校運営協議会委員の任命について
 - （7）令和 8 年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
 - （8）その他

（令和 7 年 7 月 4 日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 7 日

和歌山市農業委員会

会長 谷 河 績

1 開催日時

令和 7 年 7 月 10 日 13 時 00 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (6) 非農地通知について

(令和 7 年 7 月 7 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 25 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市八番丁 9 番地パーク 県信ビル 701 号 株式会社 R e R 代表取締役 白井 康祐	株式会社 R e R	和歌山市八番丁 9 番地パーク県信ビ ル 701 号	令和 7 年 6 月 20 日	第 661 号
和歌山市川辺 4 番地 8 株式会社 ユー・テクノサービ ス 代表取締役 武田 元明	株式会社 ユー・ テクノサービス	和歌山市川辺 4 番 地 8	令和 7 年 6 月 20 日	第 662 号

（令和 7 年 7 月 8 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 26 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府大阪市淀川区西宮原 二丁目 1 番 3 号 イワタニ近畿株式会社 代表取締役社長 根本 有 二郎	イワタニ近畿 株式会社	和歌山市下三毛 4 4 番地の 7	令和 2 年 8 月 1 9 日	第 6 0 7 号
和歌山市北島 1 0 0 番地の 1 4 有限会社友渕建設工業 取締役 友渕 勝成	有限会社友渕 建設工業	和歌山市北島 1 0 0 番地の 1 4	平成 1 0 年 4 月 2 1 日	第 2 0 0 号
和歌山県御坊市湯川町小松 原字瀬崎坪 6 1 3 番地の 2 紀南電設株式会社 代表取締役 東濱 貴史	紀南電設株式 会社	和歌山県御坊市湯川 町小松原字瀬崎坪 6 1 3 番地の 2	平成 1 0 年 1 1 月 1 1 日	第 2 2 6 号
和歌山県海南市岡田 9 番地 の 4 有限会社カメガワ住宅設備 代表取締役 川端 真臣	有限会社カメ ガワ住宅設備	和歌山県海南市岡田 9 番地の 4	平成 1 0 年 1 0 月 1 3 日	第 2 2 2 号
和歌山市宇須四丁目 2 番 1 5 号 株式会社タニノプラント産 業 代表取締役 谷野 博昭	株式会社タニ ノプラント産 業	和歌山市宇須四丁目 2 番 1 5 号	平成 1 0 年 9 月 9 日	第 2 1 7 号
和歌山市出島 2 0 7 番地 有限会社亀井設備 取締役 亀井 良記	有限会社亀井 設備	和歌山市出島 2 0 7 番地	平成 1 0 年 4 月 2 4 日	第 1 7 0 号

（令和 7 年 7 月 8 日揭示済）

次の者は、本市自治行政の振興及び公益増進について功績が顕著でありましたので、令和 7 年 7 月 5 日、和歌山市自治功労者礼遇条例（昭和 30 年条例第 6 号）の定めにより、和歌山市自治功労章を贈呈しました。

令和 7 年 7 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和 7 年度和歌山市自治功労章受章者

番号	氏名	番号	氏名
3 4 5 9	有田 昌純	3 4 7 3	谷 正之
3 4 6 0	池田 直弘	3 4 7 4	土橋 弘
3 4 6 1	石本 ひとみ	3 4 7 5	外山 貞三
3 4 6 2	市川 英治	3 4 7 6	永井 政宏
3 4 6 3	臼井 正夫	3 4 7 7	永田 弘文
3 4 6 4	岡本 都	3 4 7 8	野間 弓子
3 4 6 5	河嶌 保儀	3 4 7 9	藤井 勝
3 4 6 6	木村 清	3 4 8 0	別所 克世
3 4 6 7	熊代 安雄	3 4 8 1	松下 美紀
3 4 6 8	小谷 明	3 4 8 2	南方 恒二
3 4 6 9	小林 一三	3 4 8 3	宮崎 勝成
3 4 7 0	酒井 良政	3 4 8 4	向畑 千早
3 4 7 1	関 善行	3 4 8 5	森 将洋
3 4 7 2	瀧本 和彦	3 4 8 6	山本 順次

<敬称略>

(令和 7 年 7 月 7 日揭示済)